

# I P 通信網サービス契約約款 (共通編) 【現改比較表】 2023年3月31日現在

～2023年3月30日

2023年3月31日～

附 則 (令和 5 年 3 月 29 日 レパN第 1836 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和 5 年 4 月 1 日以降、この約款の規定にかかわらず、タイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 5 及びプラン 6、タイプ 8 のコース 1 のプラン 25 及びプラン 26、並びにタイプ 3 のコース 1 のメニュー 2 のプラン 5 の申込みを承諾しません。

3 当社は、令和 7 年 3 月 31 日をもってタイプ 3 のコース 1 のメニュー 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 8 のコース 1 のプラン 25 及びプラン 26 の提供を廃止し、令和 6 年 3 月 31 日をもってタイプ 3 のコース 1 のメニュー 2 のプラン 5 の提供を廃止します。

4 前項に定めるサービス (以下この附則において「本サービス」といいます。) の提供廃止前に提供された本サービスの支払いおよびその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

5 本サービスの提供廃止前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。